

国民のたたかい―それを受け継ぐことが、私たちの務め

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、学習の友別冊『戦後70年と憲法・民主主義・安保』、2015年9月号、学習の友社、2015年8月18日に掲載されたものです。〕

はじめに

2015年は敗戦から70年目に当たります。このため、先の戦争と「戦後70年」をどのような

に振り返り、総括するのが改めて問われることになりました。二度と侵略戦争と植民地支配を繰り返さず、戦後の出発点に際して行った不戦と平和の誓いを引き継ぐことが、今ほど重要になっているときはありません。それは今に生きる私たちの責務であり、現役世代の務めだと言えるでしょう。

戦後の日本は、アメリカの政治的軍事的従属下におかれ、基本的には自民党などの保守政党によって統治されてきました。その結果、日本の平和と民主主義、国民生活は、日米両支配層による攻撃にさらされ、破壊されてきました。同時に日本の戦後は、日本国憲法のもとで、このような攻撃を跳ね返し、平和と人権、民主主義、国民の生活を擁護するために、労働者をはじめとした国民がねばり強くたたかい続けてきた70年でもありました。

このようなたたかいは、どこにあったのでしょうか。それはどのような力を生み出し、いかなる成果をもたらしてきたのでしょうか。とりわけ、労働運動や社会運動の果たした役割はどこにあったのでしょうか。

憲法を守るとともに、それを戦後政治と国民生活に定着させ、その理念や条文を具体化する力として、戦後の労働・社会運動は大きな力を発揮してきました。このようななかで、統一戦線の結成を目指す運動も、かつての革新共闘から今日の国民的共同へと引き継がれてきています。

それをさらに発展させ、憲法を政治と生活に活かすことができる新しい民主的政府への展望

【論巧】国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

を切り開くことが必要です。そのために、生産をにない組織された社会的勢力としての労働運動の役割はますます重要になってきています。

一、戦争に反対し平和を守るたたかい

国民に歓迎された平和憲法

憲法は前文で平和的生存権を定め、第9条で戦争放棄と戦力不保持を規定しています。同時に、交戦権も否定していますから戦争することはできません。集団的自衛権行使容認のための「戦争法制」の提案に当たって政府が「武器の使用」と「武力の行使」を区別して後者を否定しているのは、「武力の行使」が「交戦権」の使用を意味することになるからです。

このような憲法の平和理念は、国民の圧倒的多数に支持されました。日本を滅亡のふちに追い込み、悲惨な結末をもたらした戦争はもうこりこりだと思っただけです。このような国民感情に真っ向から挑戦したのが再軍備の構想であり、日米安保条約による日米軍事同盟の締結でした。

1950年の朝鮮戦争を契機に始まった警察予備隊の結成、保安隊への改組、さらには自衛隊の発足へと至る再軍備に対しては、「平和4原則」を掲げた総評などによる反対運動や「全面

講和」を求める運動がありました。しかし、1951年にサンフランシスコ講和条約が調印され、米軍に基地を提供するための旧安保条約も締結されます。こうして、日本は西側陣営の一員に組み込まれることになりました。

戦後憲法体制を定着させた60年安保闘争

1957年に「日米新時代」を掲げて登場した岸信介首相は旧安保条約を「片務的」であるとして改定をめざします。この安保条約改定交渉をめぐる激しい反対運動が生まれました。条約の改定に反対する国民的な大衆運動（安保闘争）は、空前絶後の規模で展開されていきます。安保闘争は60年に入ってから急速に盛り上がり、連日、デモの波が国会周辺を取り巻くようになります。窮地に陥った岸内閣は国会での強行採決によって会期延長と条約承認を議決し、安保条約の自然成立を図りました。この後、安保闘争は大きく高揚しますが、条約は改定されず。とはいえ、大きな成果を上げることができました。

その第1は、強行採決を行って議会制民主主義を破壊した岸首相の退陣をもたらしたことです。条約の批准書交換を見届けた岸首相は政権維持をあきらめて退陣を発表し、その地位を退きます。

第2は、大衆運動の大きな力を示すことができたことです。民意に反する為政者は倒すこと

【論巧】国民のたたかい―それを受け継ぐことが、私たちの務め

ができるということ、それが主権在民に基づく民主主義なのだということを学んだ国民は大きな確信を得ることになりました。

第3は、保守勢力にも大きな教訓を与え、戦後憲法体制の定着をもたらしたことです。戦前型の政治モデルの復活を夢見ていた岸首相などの戦前派政治家の野望は打ち砕かれ、憲法を前提にした戦後型の政治モデルへの現実的な対応が保守政治においても主流になっていきました。

こうして、安保闘争は戦後日本政治における大きな転換点を画すことになります。その転換をもたらしたのは広範な国民の反戦意識であり、議会制民主主義の擁護を掲げた大衆的な運動の高揚でした。それは保守勢力に対しても痛撃を与え、改憲と再軍備をめざす勢力の発言権と影響力を大きく低下させることになったのです。

労働運動の果たした役割

このような安保闘争の盛り上がりにおいて、労働運動が果たした役割は決定的なものでした。安保闘争と並行してたたかわれていた三池闘争と同様に、中心になったのは日本労働組合総評議会（総評）です。総評、中立労連、社会党など13団体で安保条約改定阻止国民会議（安保共闘）が結成されますが、そのイニシアチブを取ったのは総評でした。

国民会議の加盟団体は総評系組合53、中立組合20、婦人団体4、青年団体5、農民組合1、市民団体6、平和団体10など計138団体（のちに約300団体）です。幹事会と呼びかけを行った「E」団体とオブザーバーの共産党で構成されました。これらの団体のなかでも総評の行動力と動員力は圧倒的で、運動の節目では全国的なストライキを呼びかけています。

なかでも、1960年6月4日の安保改定反対にしばった最初の大規模な実力行使には国労や動労のストなど総評系57単産、中立労連19単産が参加し、統一行動参加者は560万人、一般市民も参加した国会デモは13万人という大規模なものでした。6月15日の第2波実力行使にも211単産、580万人が参加しています。

ようやく最近になって「デモの復権」が言われ、脱原発や「戦争法制」反対を掲げて官邸前集会や国会周辺でのデモなどが頻繁に取り組まれるようになりました。しかし、そこでの主役は必ずしも労働組合ではなく、政治的なストライキが取り組まれるようなこともありません。ここに安保闘争との大きな違いがあります。「安保のように」たたかい、それに匹敵する規模の運動を実現するには、労働運動のさらなる奮起が必要なのではないでしょうか。

【論巧】国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

二、基地反対闘争と「平和的生存権」を守るたたかい

基地の拡張反対、返還要求、騒音被害などに対するたたかい

平和憲法の理念を生かすたたかいは、軍事基地に対しても向けられました。1950年代には内灘試射場反対運動、浅間山基地化を阻止した運動、妙義山接收計画を撤回させた運動、北富士演習場使用に対する反対闘争、砂川基地拡張反対運動など、さまざまな基地反対闘争が起きています。

このうち、米軍基地の拡張に反対して学生が基地内に入り込んで逮捕された事件（砂川事件）では、59年3月に東京地裁の伊達裁判長が被告を無罪とする画期的な判決を下しました。在日米軍は憲法9条違反であり、刑事特別法は違憲・無効だとしたのです。これが有名な「伊達判決」です。

あわてた検察側は高裁段階を省略して跳躍上告し、最高裁は伊達判決を破棄しました。これが集団的自衛権の行使容認の論拠の一つとされている59年12月の最高裁砂川判決です。

しかし、この裁判で問題とされていたのは在日米軍の基地であって集団的自衛権という言葉は登場していません。また、田中耕太郎最高裁長官は事前に米駐日公使と密談して判決内容を

漏らすなど、裁判官の独立を定めた憲法76条に違反する疑いのある行動をとっていました。

60年以降も、新島ミサイル試射場反対運動、忍草母の会による北富士演習場返還運動、三宅島夜間発着訓練基地建設反対運動などがありました。このような運動は、百里基地などの自衛隊基地返還要求運動や小松・厚木・横田などの基地騒音被害への抗議・反対運動にも引き継がれています。

最近、自衛隊による垂直離着陸機（オスプレイ）の購入と佐賀空港への配備、米空軍のオスプレイの横田基地への配備計画などが明らかになりました。このような新たな軍備増強計画に対する反対運動も始まりつつあります。これらも反基地闘争の一環であり、平和憲法の理念を具体化する取り組みの重要な構成部分にはかなりません。

沖縄での基地反対闘争

基地の新設や拡張反対、整理・縮小や撤去を求める運動が、とりわけ激しくたたかわれたのは沖縄です。日本に置かれている米軍基地の約4分の3が沖縄に存在するのですから、それも当然でしょう。いわば、沖縄は安保と憲法との対決点に位置していることになります。

沖縄では施政権返還・本土復帰に向けての運動とともに、自衛隊の移駐反対、米軍基地の拡張反対、基地の整理・縮小・移設、核兵器の撤去などを掲げた運動が取り組まれてきました。

しかし、本土復帰後も基地負担の軽減は遅々として進んでいません。

そればかりか、日本政府が基地負担を沖縄に押し付けるような転倒した関係も生まれています。その典型がオスプレイの普天間基地への配備や辺野古での新基地建設であり、高江ヘリパッド（簡易発着場）の建設などでした。

沖縄にとって本土への復帰は日本国憲法の下への復帰であったはずですが、現実には憲法よりも安保の方が優先されています。これを逆転させなければなりません。辺野古の新基地建設に反対する「オール沖縄」のたたかいこそ、このような憲法の平和主義を現実のものとするための取り組みにほかならないと言えるでしょう。

「平和的生存権」をめぐる取り組み

憲法は前文で「平和のうちに生存する権利を有することを確認」しています。これが「平和的生存権」と言われるものです。この権利を守るためにも、自衛隊の違憲性を問題とし、具体的な被害の除去が目指されてきました。

たとえば、北海道の恵庭町に住む酪農家が演習場の騒音によって牛乳の生産量が落ちたとして通信線を切断して自衛隊法違反に問われた事件（恵庭事件）があります。これは自衛隊法が合憲か違憲かが争点となって注目されました。しかし、札幌地裁は憲法判断を行わず、通信回

線は自衛隊法第121条の「その他の防衛の用に供する物」に該当しないとして被告人に無罪を言い渡し、これが確定しました。

また、長沼事件では、北海道長沼町での航空自衛隊のナイキミサイル基地の建設に反対する住民らが原告となつて自衛隊の違憲性が争われました。札幌地裁の一審判決は自衛隊の実態審理を行ない、国民の「平和的生存権」を根拠に自衛隊は軍隊であつて憲法に違反するとの画期的な判決を出します（長沼判決）。しかし、控訴審判決は政府側の主張をほぼ全面的に認めて、原判決を取り消しました。

さらに、航空自衛隊のイラク派兵が憲法違反であることの確認などを求めた訴訟（自衛隊イラク派兵差止訴訟）で、名古屋高裁は「アメリカ兵等武装した兵員の空輸活動を行っていることは、憲法9条1項に違反する」との違憲判断を行つて確定しました。このような判決は初めてで、歴史的な意義を有する画期的な判決だといえます。また、平和的生存権について、「全ての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底の権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」として具体的権利性を正面から認めた点も高く評価できます。

【論巧】国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

三、人権と民主主義を守るたたかい

「永久の権利」と「不断の努力」

憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」としています。また、第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と定めています。

このように、憲法に保障されている民主的な諸権利は「侵すことのできない永久の権利」だとされています。しかし、それを守るための「不断の努力」がなければ絵に描いた餅になってしまう。権利の上に胡坐をかき、権利の無視や侵害を見過ごしたり放置したりしてはなりません。そのようなことが繰り返されれば、やがて権利は失われてしまいます。

そもそも、人権は長い間のたたかいによって獲得されてきた人類の貴重な財産です。それを受け継ぐためにも、無視や形骸化、破壊や弾圧に対するたたかいが必要なのです。権利は、それを求め、守ろうとする者にこそ与えられるのだということを忘れてはなりません。

戦後の謀略事件と人権裁判

基本的人権に対する侵害として最も警戒されなければならないのは国家権力によるものです。権力による暴虐や弾圧、権力の恣意的な運用による権利侵害を防ぐためにこそ、憲法が存在するとさえ言うことができるほどです。このような権力による弾圧と、それへの大衆的な反撃による人権擁護のたたかいの典型的な姿を、戦後の謀略事件と人権裁判運動に見ることができます。

たとえば、松川事件救援運動として知られる大衆的な人権裁判への取り組みがあります。松川事件は、1949年に福島県の東北本線で発生した列車往来妨害事件で、犯人として国鉄と東芝の労働者20人が逮捕されました。被告の大半は共産党員です。

このため、当初から労働運動に打撃を与えるためのでっちあげではないかとの見方がありました。したが、次第に被告を救援するための運動が盛り上がり、結局、被告全員が無罪になっています。事件の発生から14年後のことで、国家賠償請求訴訟も勝訴が確定しました。

三鷹事件も1949年に三鷹駅構内で発生した無人列車暴走事件で、組合員だった共産党員ら10人が起訴され、非共産党員の竹内景助被告が「単独犯行」を主張し、9人が無罪となりました。

【論巧】 国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

した。その後、竹内被告も無罪を主張しますが、再審請求中の61年に死亡し、今も再審請求の運動が続けられています。

このほかの謀略事件としては、青梅事件（1969年差戻審判決）、吹田事件（1969年二審判決）、八海事件（1969年第三次上告審判決）、メーデー事件（1972年二審判決）、辰野事件（1972年二審判決）、仁保事件（1972年差戻審判決）などがあります。いずれも裁判運動が取り組まれて次々と真実が明らかにされ、無罪が確定しました。これらは運動と裁判のフィードバックによって人権が守られてきた実例だと言って良いでしょう。

教育をめぐる攻防

憲法第23条は「学問の自由は、これを保障する」とし、第26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」と定めています。「教育を受ける権利」の方が「義務」よりも優先されていること、権利は「受ける権利」であり、義務は「受けさせる義務」であることに注意する必要があります。

また、憲法では「学問の自由」の方が先に規定されているということも重要です。戦前の社会において学問の自由が侵され、侵略戦争を支持し遂行するためのマインドコントロールに利

用されたという苦い経験があるからです。それを防ぐためには、学問の自由を保障し、教育に対する政治や行政など外部からの介入や干渉を防ぐことが重要です。

その典型的な取り組みが教科書検定に対する抵抗であり「家永裁判」です。1965年に家永三郎東京教育大学教授が教科書検定を違憲・違法だとして国を相手取って訴訟を起こし、「教科書検定訴訟を支援する全国連絡会」が結成され、広範な国民が参加して国民的な運動が展開されました。

その結果、1970年の東京地裁判決によって教科書検定制度は表現の自由を侵害する恐れが大きく、憲法第21条と教育基本法10条に違反するとして、原告勝訴の判決が下されました（杉本判决）。他方で、民事訴訟の第一審判決は教科書検定制度を合憲とし、杉本判决にたいする控訴審判決も憲法判断を回避しつつ運用の一部に裁量権の逸脱があるとして国に損害賠償を命じ、判決は確定しました。

その後、教科書に対する検定はさらに強まり、白鵬社など歴史修正主義の立場に立った教科書の採用を迫る動きも目立っています。教育基本法の改悪や教育再生実行会議を中心とした安倍教育改革によって外部からの介入と統制は強まり、日の丸と君が代の斉唱や起立の押し付け、国立大学での国旗掲揚や国歌斉唱の要請、人文・社会関係学部への縮小・再編など大学の自治や学問の自由への攻撃はかつてなく強まっており、教育をめぐる攻防は今も続いています。

【論巧】 国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

思想と表現、政治活動の自由を守り、差別を許さないたたかい

憲法第19条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とし、第21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定めています。この憲法上の権利を守るためにも、激しいたたかいが繰り返されてきました。

たとえば、労働現場での思想差別や昇格・賃金差別に対するたたかいがあります。その多くは裁判闘争と結合され、96年には名古屋地裁が中部電力人権侵害・思想差別裁判で「思想差別は違憲」として8億4000万円の支払いを命ずる原告側勝利判決を出しています。このほか、東京電力、安川電機、新日鉄広畑、クラボウ、石川島播磨などでも、労働者側の勝利や和解で解決が図られました。

また、知る権利や報道の自由、表現の自由も、それに対する制限、干渉や攻撃に対する反撃の繰り返しによって守られてきたことを忘れてはなりません。いくつかの例を挙げれば、西宮の朝日新聞阪神支局襲撃事件に対する抗議活動、国家秘密法反対運動、拡声器規制条例等に対する反対運動、NHK番組「裁かれた戦時暴力」への圧力に対する抗議活動、立川・自衛隊官舎ビラまき訴訟、自衛隊の「国民監視活動」への抗議活動、葛飾ビラ配布弾圧事件や国公法弾

圧2事件訴訟などがありました。

最近では、特定秘密保護法の制定に対する大きな反対運動が展開されました。また、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句の公民館月報への掲載拒否に対する提訴もなされ、自民党勉強会での報道規制発言への抗議も強まっています。個人の思想・信条の自由や差別の禁止という点では性的少数者（LGBT）の権利擁護、憎悪犯罪（ヘイトクライム）や憎悪表現（ヘイトスピーチ）の法的規制なども重要な課題になっています。

四、人間らしい生活と労働を求めて

文化的生存権と朝日訴訟

憲法第25条は前段で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、後段で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。前段は文化的生存権という国民の権利の保障であり、後段はそのために「努めなければならない」国の義務を明らかにしているわけです。憲法は国会で審議され、約100項目の修正を加えられました。なかでも一番大きな修正は

【論巧】国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

第51条が新たに加えられたことです。これは憲法研究会の同人で社会党議員となっていた森戸辰男が加えたとされ、社会保障の充実を求める運動にとって大きな武器となりました。

この条文を争点として争われたのが「朝日訴訟」です。生活保護基準が生存権を保障するに十分なのかと、朝日茂さんによって提起されました。一審は憲法25条を根拠に原告側勝訴という画期的な判決を下しましたが、控訴審で敗訴しています。

しかし、この裁判を契機とした「朝日運動」は、生存権や社会保障を受ける権利を明確にし、生活保護基準の引き上げなど行政や立法面での社会保障の充実がはかられるきっかけになりました。また、この運動によって社会保障や生存権にたいする国民意識が変化し、福祉国家を展望して運動を発展させる端緒になったという点も大きく評価できるでしょう。

公害反対闘争の意義

憲法には「環境権」が明示的に規定されているわけではありません。しかし、憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。「環境権」はこれを根拠に主張され、公害対策基本法やこれを引き継ぐ環境基本法が制定されました。

憲法第25条をもとに民法の損害賠償請求も行われ、4大公害裁判（熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市大気汚染）で被害者救済の判決が確立しました。これらの公害裁判で地域住民や被害者の運動が大きき力となりましたが、その支えとなった民主的な諸権利が憲法で保障されていなければ、環境権が明記されていても絵にかいた餅にとどまっていたことでしょう。

このほか、大阪や羽田・福岡空港の周辺住民による騒音公害反対運動、新東京国際空港の建設に反対する三里塚闘争、サリドマイド、スモン、クロロキン、エイズ（HIV）、ヤコブ病、C型肝炎、イレッサ、B型肝炎などの薬害に対して補償を求めるたたかい、アスベストや塵肺などの健康被害に対する責任追及と賠償請求の運動などもありました。

公害というにはあまりにも大きな問題ですが、福島第一原子力発電所事故による放射能被害に対する運動も重要です。原発そのものの廃止や再稼働させない反・脱原発、原発ゼロへの取り組みと結合しつつ、放射能による健康被害や環境破壊に対する補償を求めることは、憲法第13条や第25条の具体化を図る今日的な取り組みであると言えるでしょう。

労働者の権利をめぐるたたかい

憲法第27条は「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。賃金、就業時間、休息その

他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とし、第88条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」としています。この規定を根拠に、労働基準法・労働組合法・労働関係調整法のいわゆる「労働三法」が制定されました。

戦後の労働運動の歴史は、このような労働者の権利を形骸化し空文化しようとする政府や経営者からの攻撃と、その実質化や具体化を求める労働運動との激しいせめぎあいでした。個々の事例に立ち入る余裕はありませんので、ここでも労働運動と裁判闘争とが結合されることで、労働者の権利の擁護が図られてきたということを指摘しておきたいと思います。

とりわけ、官公労働者のストライキ権回復に向けて、ILOへの提訴など国際的な面での取り組み、スト権回復ストや順法闘争、世論への働きかけなどを背景に、下級審ではスト禁止を違憲とする判決などが獲得されました。しかし、いまだに公務員のスト権は回復されていません。この問題は今もなお公務員制度改革における大きな争点であり続けています。

むすび

戦後70年は、憲法の空洞化を許さず、その具体化を目指して苦闘する歴史でした。憲法をめぐる運動には守勢と攻勢の二つの面があります。それは改憲に反対する護憲運動であるとともに、その理念や条文を政治と生活に活かす活憲運動でもありました。

幅広い労働・社会運動、裁判闘争、新たな立法や行政施策などの相互の連動を図りつつ、憲法の条文と理念を守るだけでなく、平和と人権、自由と民主主義などを国民生活の隅々に具体化していく取り組みでもあったと言えます。憲法は労働運動や社会運動の武器としても活用され、鍛えられ、新たな生命力を得てきたのです。

他方で、憲法に対する敵視と攻撃も強まりました。その策源地は安保体制であり、自民党の変質です。国際社会での地位を低めた米国は日本に対する軍事分担と肩代わりを求め、保守支配の行き詰まりを打開するために右傾化を強めてきた自民党は、この要請を受け入れようとしているからです。

こうして、保守政治の変質が生まれました。憲法を前提にした戦後型政治モデルへの現実的な対応から、その修正による極右的な反憲法政治へと自民党内のヘゲモニーが転換したのです。その結果が安倍政権による憲法敵視であり、反憲法的暴走政治にほかなりません。

憲法が政治の焦点に浮上することになり、保守の分化が生じ、改憲に反対する国民的共同の条件が拡大し、民主的政府樹立に結びつく新しい条件が生まれました。憲法の意義と重要性も再認識されるようになっていきます。「9条の会」の発展は、その一つの現れではないでしょうか。

このような憲法をめぐる運動でも、労働組合は組織された社会的勢力としての力、志によって結ばれた絆としての団結、社会の民主的な変革を目指す集団としての力を発揮することが求

【論巧】 国民のたたかい—それを受け継ぐことが、私たちの務め

められています。安保闘争で果たした労働組合運動の力を思い起こしていただきたいものです。その力を発揮するために、足を踏み出さなければなりません。一步を踏み出すには、まず立ち上がることが必要です。腹を固めて、面白く、これまでとは違ったことをやるために、まず立ち上がりましょう。そして、一步を踏み出そうではありませんか。本格的に憲法が活かされる政治と社会を目指して……。